

## DataDrive 利用規約

株式会社帝国データバンク（以下「TDB」といいます。）は、TDB が提供する顧客管理サービス DataDrive の提供と利用に関して、以下のとおり、DataDrive 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

DataDrive を利用するお客さまは、本規約のすべての記載事項について同意したものとみなします。

### **第1章 共通事項**

#### 第1条（用語の定義）

本規約においては、次の各号に掲げる用語は当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「お客さま」

DataDrive の利用を申し込み、TDB が必要な審査・手続きを経た後にこれを承認した法人その他の者

(2) 「利用契約」

本規約に基づき TDB と各お客さまとの間で締結される DataDrive の利用に関する契約（TDB 所定の利用申込書等）

(3) 「DataDrive」

DataDrive Entry、DataDrive Basic、DataDrive BasicCloud および DataDrive Expert の総称

(4) 「スタンドアロンタイプ」

DataDrive Entry、DataDrive Basic を指し、TDB が提供するコンピュータプログラムをお客さまのコンピュータにインストールし、スタンドアロン環境上で企業情報等を管理することができるサービス

(5) 「ネットワークタイプ」

DataDrive Expert のうち、TDB が提供するコンピュータプログラムをお客さまが指定するサーバーにインストールする方法で提供されるものを指し、お客さまのイントラネット環境上で企業情報等を管理することができるサービス

(6) 「クラウドタイプ」

DataDrive Expert のうちクラウド環境で提供されるもの、および DataDrive BasicCloud を指し、クラウド環境上で企業情報等を取得・管理することができるサービス

(7) 「登録データ」

お客さまが DataDrive 上で入力、保存するデータ

(8) 「コンテンツ」

TDB（または TDB と提携する第三者）がクラウドタイプ上で提供する各種情報

(9) 「ユーザー」

お客さまの組織内でネットワークタイプまたはクラウドタイプを利用することができる個人

(10) 「提供データ」

コンテンツのうち、TDB が提供する COSMOS2 その他の各種情報

## 第2条 (ライセンス)

1. TDB は、お客さまが本規約で規定されたすべての事項につき同意することを条件として、お客さまとの間で利用契約を締結することにより、DataDrive の利用に関する非独占的、非永続的、かつ譲渡不可能なライセンスを許諾します。
2. お客さまは、お客さまの内部利用としてのみ DataDrive を利用することができます。
3. スタンドアロンタイプは、1 台のコンピュータでのみ使用することができるものとし、複数のコンピュータでの使用はできません。

## 第3条 (利用契約)

1. TDB は、お客さまからの利用申し込みを受け、利用を承諾するかどうかを審査します（審査内容は開示しません。）。TDB が承諾する場合、次の各号に掲げる時期にお客さまと TDB の間で利用契約が成立するものとし、

### (1) スタンドアロンタイプ

TDB がお客さまに対し DataDrive に係るコンピュータプログラムを送送（媒体の送付、データ送信その他方法の如何を問いません。）した時

### (2) ネットワークタイプ

TDB がお客さまの指定に係るサーバー上で DataDrive の利用設定をした時

### (3) クラウドタイプ

利用契約にて定める日（TDB 所定の利用申込書等に記載された利用開始日）

2. 利用契約の有効期間は、前項各号に定める利用契約の成立日を開始日とし、次の各号に定める日までとします。

### (1) スタンドアロンタイプ

前項第 1 号に定める利用契約の成立日から 1 年を経過する日の属する月の末日まで

### (2) ネットワークタイプ

前項第 2 号に定める利用契約の成立日から 1 年を経過する日の属する月の末日まで

### (3) クラウドタイプ

前項第 3 号に定める利用契約の成立日から 1 年を経過する日まで

3. 前項各号に掲げる期間満了の 30 日前までに、お客さままたは TDB のいずれからその相手方に対して書面による別段の意思表示がなされないときは、利用契約は、期間を 1 年間として同一の条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

## 第4条 (利用料金)

1. お客さまは DataDrive 利用の対価として TDB が別途定める利用料金を、TDB の指定する方法で TDB に支払います。
2. TDB はお客さまの承諾なく、お客さまに対して 30 日前までに通知を行うことによって、DataDrive の利用料金を改定することがあります。

3. お客様の都合により利用契約の有効期間中に利用契約を終了または解除した場合であっても、支払い済みの利用料金は返金しないものとします。

#### 第5条（ユーザーID およびパスワード）

1. TDBは、ネットワークタイプおよびクラウドタイプを利用するお客様に対し、DataDriveを利用するために必要なユーザーIDとパスワードを通知します。

2. お客様は、ユーザーIDおよびパスワードを第三者に使用されないよう、お客様自らの責任において厳重に管理しなければなりません。お客様のユーザーIDを使用してDataDrive上でなされた一切の行為は、お客様が行ったか否かを問わず、お客様がその責任を負います。

3. 管理者権限を有しているユーザーのみが、利用契約で定めたライセンスの総数の範囲内でユーザーを追加指定することができます。

4. 2名以上のユーザーが同一のユーザーIDを共有または利用することはできません。

5. ユーザーが離職し、またはその他職務内容等の変更により、DataDriveを利用しなくなっても、その後任の新しいユーザーが当然にユーザーIDを承継するものではありません。ただし、管理者権限を有しているユーザーは、旧ユーザーを削除し、代わりに新ユーザーを追加指定することができます。

#### 第6条（各種データの利用）

1. お客様は、任意の情報をDataDriveに登録して利用することができます。この場合、TDBが提供する各種企業データについては本規約に加え、当該データについてTDBが定める利用規約その他利用条件の定め（以下「個別規約」といいます。）を遵守するものとします。

2. 本規約と個別規約の内容が抵触する場合には、本規約の規定が個別規約の規定に優先して適用されるものとします。

3. 登録データについては、お客様自身の責任で管理とバックアップを行うものとします。登録データの正確性、品質、完全性、適法性、信頼性、適切性、および知的財産の帰属または使用権については、お客様自身のみが責任を負うものとします。TDBは、登録データの削除、修正、破棄、損害、損失、または不具合について、一切責任を負わないものとします。

#### 第7条（知的財産権）

お客様は、DataDrive、コンテンツおよびDataDriveに関するマニュアル等（以下「マニュアル」といいます。）についての著作権、ノウハウその他知的財産権等全ての権利が、TDB、株式会社帝国データバンク情報システムおよびTDBにコンテンツを提供している提携先に留保されていることを承認するものとします。

#### 第8条（使用制限）

お客様は、以下の行為を行うことができません。

(1) DataDriveおよびマニュアルを複製し、またはこれを第三者に譲渡、開示、もしくは利用させること。

- (2)DataDrive の運用を妨げる行為または TDB の信用を毀損する行為。
- (3)DataDrive について、他のお客さままたは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為に利用すること。
- (4)DataDrive について、他のお客さままたは第三者を誹謗、中傷し、またはその名誉を毀損する行為に利用すること。
- (5)DataDrive について、他のお客さままたは第三者に不利益を与える行為に利用すること。
- (6)DataDrive を公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為に利用すること。
- (7)DataDrive のレンタル、リース、貸与、再販売、またはホスティング。
- (8)DataDrive のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブル。
- (9)その他、法令に違反する行為または違反するおそれのある行為

#### 第 9 条（端末機器と設備）

お客さまは、TDB 所定の動作環境を確認のうえ、お客さまの費用と責任で、DataDrive の提供を受けるために必要な端末機器、通信機器、通信ネットワーク環境、その他の設備を設置し、正常に稼動するように維持するものとします。

#### 第 10 条（契約解除）

1. TDB は、お客さまに次の各号に掲げる事由が一つでも生じたときは、利用契約を即時に解除することができるものとします。

- (1)支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生等の申立を受けた、または自ら申し立てたとき。
- (2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3)財産について、仮差押え、仮処分もしくは強制執行等の申立を受けたとき。
- (4)公租公課の滞納処分がなされたとき。
- (5)利用料金の不払いその他本規約又は利用契約の違反があったとき。
- (6)お客さままたはその従業者が、反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人をいう。）またはその関係者であることが判明したとき。
- (7)お客さまが合併、会社分割その他組織再編により TDB の同業者その他 TDB の利益を害するおそれのある者と経営統合し、またはそれらの者の支配下に入ったとき。
- (8)他のお客さまによる DataDrive の利用に過大な負荷または重大な支障を及ぼす態様で DataDrive を利用したとき。
- (9)お客さまの故意の有無を問わず、不正アクセス、クラッキング、アタック行為等の何らかの不正な攻撃や不正中継が行われたとき。
- (10)相当期間にわたってお客さまが TDB に届け出た連絡先との連絡がとれないとき（TDB がお客さま宛に

送付した郵便物が宛先不明で返送された場合を含む。)

(11)その他 TDB が、お客さまについて利用契約を継続しがたい重要な事実が生じたと合理的な判断に基づき認めるとき。

2. お客さまは、TDB に前項各号（第7号以下を除きます。）の事由が一つでも生じた場合には、TDB に対して書面で通知することによって、利用契約を解除することができます。

#### 第11条（お客さまに対する通知）

1. TDB のお客さまに対する通知は別途定めのない限り、オンライン表示、電子メールまたは書面の送付その他 TDB が適当と認める方法により行います。

2. TDB のお客さまに対する通知は、以下の各時点において完了するものとします。

##### (1) オンライン表示の場合

当該通知の内容がオンライン上で閲覧可能となった時点

##### (2) 電子メールの場合

お客さまの申し出たメールアドレスに宛てて当該通知に係る電子メールを発信した時点

##### (3) 郵送の場合

TDB がお客さまの申し出た住所に宛てて当該通知を送付した時点

##### (4) ファクシミリの場合

TDB がお客さまの申し出たファクシミリ番号に宛てて当該通知を送信した時点

#### 第12条（変更の届出）

1. お客さまは、TDB への登録事項に変更が生じた場合は、TDB 所定の方法により、TDB に対し、速やかに変更内容を届け出るものとします。

2. 前項の届出を行わなかったことにより、お客さまが不利益を被ったとしても、TDB は、一切その責任を負いません。

#### 第13条（譲渡禁止）

1. お客さまは、利用契約上の地位、権利もしくは義務を第三者に譲渡し、もしくは移転し、または第三者の権利の目的としてはなりません。

2. TDB は次の事由が生じた場合、当該お客さまから速やかに通知があり、当該お客さままたはお客さまの業務の同一性および継続性が認められたときに限り、お客さまのライセンスの継承を認めます。ただし、お客さまである法人がライセンスを承継する法人とは独立して存在する場合、ライセンスの承継により元のお客さまはライセンスを喪失するものとします。

##### (1) 会社の組織変更

##### (2) 合併

##### (3) 会社分割

#### 第 14 条 (保証)

1. TDB は、DataDrive がマニュアルに記載されている使用環境（以下「使用環境」といいます。）において、正常に作動することをお客さまに対し保証します。お客さまは、DataDrive が使用環境で正常に作動しない場合、書面で TDB に連絡するものとします。TDB が動作を確認し、DataDrive に物理上または機能上の瑕疵が判明した場合、TDB は瑕疵を修復したものと取り替えるものとします。

2. 次の場合、DataDrive の利用契約は終了するものとし、TDB は DataDrive の利用料をお客さまに返還するものとします。お客さまへの利用料返還をもって、本項に定める事由についての TDB の責任の一切が履行されたものとします。

(1) 前項のお客さまからの連絡により DataDrive の瑕疵が判明し、TDB がその瑕疵を修復できなかった場合。

(2) DataDrive の瑕疵が TDB の故意または重大な過失によるものであり、その瑕疵のため DataDrive が通常の使用に耐えられない場合。

#### 第 15 条 (保証に関する免責)

1. TDB は、本規約に明示的に定める場合を除き、DataDrive に関していかなる保証も行いません。また、本規約に明示的に定める場合を除き、DataDrive の使用によりお客さままたは第三者が被った直接的または間接的ないかなる損害についても一切責任を負いません。

2. TDB は、DataDrive に含まれる機能がお客さまの特定目的に適合することを保証するものではありません。また、お客さまが期待する成果を得るための DataDrive の選択導入、使用及び使用結果については、TDB は責任を負いません。

#### 第 16 条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項が、裁判所により違法、無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の他の条項はその有効性が保たれるものとし、本規約は、規定の内容を最大限実現できるように変更されます。

#### 第 17 条 (権利不放棄)

本規約のある違反に対する権利を放棄したとしても、他の違反に対する権利をも放棄するものとはみなされません。いかなる権利放棄も、権利放棄を行う当事者の正式な代表者が署名または記名押印した書面によってのみ行うことができるものとします。

#### 第 18 条 (本規約の変更)

1. TDB は TDB の判断により、本規約の内容を変更することができるものとします。

2. TDB は本規約を変更するときは、30 日前までにお客さまに通知します。

3. お客さまが、前項に定める本規約の変更の通知を受けた後に DataDrive を利用する場合には、変更後の本規約のすべての記載事項について同意したものとみなします。

#### 第 19 条（準拠法）

本規約および利用契約は日本の法律を準拠法とします。

#### 第 20 条（管轄裁判所）

TDB およびお客さまは、DataDrive の利用に関する争訟における第一審の専属的管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意します。

### **第 2 章 スタンドアロンタイプおよびネットワークタイプに関する特則**

#### 第 21 条（保守サービス）

TDB は、本章に定めるところにより、スタンドアロンタイプおよびネットワークタイプ（以下、本章において「DataDrive」という用語は両タイプを指すものとします。）についての保守サービスをお客さまに提供するものとします。

#### 第 22 条（保守サービスの内容・範囲）

1. 利用契約を締結することによってお客さまが TDB より受けられる DataDrive の保守サービスの内容は以下のとおりとします。

- (1) DataDrive のインストール・操作方法に関する質問への回答
- (2) DataDrive のインストール・動作等に於ける障害に関する原因調査と可能な範囲での対処方法等の回答
- (3) DataDrive に関する技術情報等の提供
- (4) DataDrive のバージョンアップ（マイナーチェンジを含む。）があった場合、無償での新バージョンのプログラムの提供（ただし、出張セットアップが必要な場合は、別途出張料金を申し受けるものとします。）
- (5) DataDrive の運用がより円滑となるようなプログラム等を作成した場合、当該プログラムの無償での提供
- (6) TDB が提供するデータのファイル形式等が変更になった場合、無償での対応プログラムの提供。

2. 前項に定める以外のサービス、および以下の業務は保守サービスには含まれません。

- (1) DataDrive が動作保証しない使用環境に関するサポート、及びその上での本製品利用に関するサポート
- (2) 理由の如何にかかわらず、破損したアプリケーション・データベース、DataDrive のシステムファイル等の修復サポート

3. TDB は、やむを得ない事由によりサポートを継続することが困難もしくは不可能になった場合、その時点をもって保守サービスを終了する権利を留保します。

#### 第 23 条（バージョンアップ）

1. DataDrive のバージョンアップに伴い、旧バージョンを新バージョンに交換した場合、旧バージョンのライセンスは新バージョンのプログラムをお客さまが受領した時に終了するものとします。
2. DataDrive がバージョンアップされたにも拘らず、お客さまが旧バージョンの使用継続を希望する場

合は、TDB に申し出ることにより、旧バージョンの利用契約を継続することができるものとします。ただし、旧バージョンの提供中止にともない、ディスク交換のサポートは提供中止から満2年経過後に終了し、旧バージョンの使用上の問い合わせに関するサポートは満3年経過後に終了するものとします。

#### 第24条（責任の制限）

1. DataDrive の保守サービスに関連して TDB の故意または重大な過失によりお客さまに損害が生じたときは、TDB はお客さまの損害を賠償する責任を負うものとします。

2. 前項に定める TDB の損害賠償責任は、利用契約の1年目は初期料金の金額を、2年目以降は年間利用料金の金額を上限とします。

### **第3章 クラウドタイプに関する特則**

#### 第25条（お客さま情報の収集）

1. TDB は、クラウドタイプを運営し、提供する目的で、お客さまに関する一定の情報を収集します。特に、以下の目的において、TDB はお客さまの通信内容を含め、お客さまに関する情報にアクセスし、またはこれを開示することができるものとします。

(1) 法令の遵守、または法令に基づく要求および法的手続への対応

(2) TDB または TDB の顧客の権利または財産の保護

(3) かかるアクセスまたは開示が、TDB の従業員、顧客、または一般の個人の安全を保護するために必要であると TDB が合理的に判断した場合の対応

2. 本条により収集されたお客さまに関する情報に個人情報が含まれる場合には、TDB ホームページ掲載の「個人情報の取扱いについて」に基づき取扱います。

3. TDB は、クラウドタイプを提供するため、クラウドタイプのパフォーマンス、お客さまのコンピュータ、およびお客さまによるクラウドタイプの利用に関する一定の情報（お客さまの特定につながらない範囲に限ります。）を収集することがあります。

#### 第26条（第三者サービスの利用）

1. TDB は、クラウドタイプを通じてお客さまに第三者の実施するサービス（以下「第三者サービス」といいます。）を提供することがあります。

2. 第三者サービスを提供する第三者は、お客さまに対し、当該サービスを利用するための追加条件の承諾や手数料の支払を要求することがあります。お客さまは、これらの追加条件を承諾する場合に限り、当該第三者サービスを利用することができます。

3. 第三者サービスの改修等により、クラウドタイプに改修等の必要が生じた場合、それに要する費用は、当該第三者サービスを利用中のお客さまに負担していただきます。

#### 第27条（遵守状況の確認）



1. TDB は、お客様の組織全体で利用されているすべてのクラウドタイプについて、使用されているユーザーライセンス数を、お客様に対して許諾されたユーザーライセンス数と比較する内部監査を実施するようお客様に要求することができます。

2. 内部監査により不正使用が確認された場合、お客様は過去および現在の使用数に応じた十分な数のライセンスを直ちに発注しなければなりません。なお、不正使用により TDB に損害が生じている場合、お客様はこれを賠償する責任を負うものとします。

#### 第 28 条（登録データ）

1. お客様は、登録データの使用によって、いかなる第三者の知的財産権も侵害されないことを表明し、かつ保証します。お客様は、登録データが本規約もしくは個別規約に違反している場合、または登録データを削除する必要があると TDB が合理的に判断する場合、TDB がお客様に通知することなく随時登録データを削除することができることを了解します。

#### 第 29 条（COSMOS2 の使用の範囲等）

1. お客様は、COSMOS2（提供データの 1 つ。）を、日本国内において、お客様の内部利用（同一法人内の役員・従業員（お客様が個人事業主である場合には本人および当該事業に従事する従業員。以下併せて「従業者」といいます。）による利用を指します。）のためにのみ使用するものとします。

2. お客様は、COSMOS2 をお客様の内部利用の限度において以下の方法により使用することができます。

(1) 編集・加工

(2) 複製

(3) 自動公衆送信（オンライン利用。ただし、外部ネットワークからのアクセスが制限され、お客様の従業者のみ利用可能なネットワーク上での利用に限ります。）

3. お客様は、前項の規定により編集・加工・複製された COSMOS2 の派生物（以下「加工物」といいます。）について、著作権、ノウハウその他一切の知的財産権および本規約に基づく TDB の権利が TDB に留保されていることを承認するものとします。

4. お客様は、COSMOS2（加工物を含みます。以下本項において同様とします。）について、その全部であると一部であるとを問わず、次に掲げる行為を行わないものとします。

(1) 第三者（お客様が法人である場合、子会社、関連会社も第三者に含まれます。以下本項において同様とします。）に開示、漏洩し、または使用させること。

(2) お客様が第三者に提供（有償、無償を問いません。）する商品、サービスのために使用すること（COSMOS2 に依拠して作成した企業の格付その他信用に係る情報を第三者に提供することを含みます。）。

(3) 公序良俗に反する目的のために使用すること。

(4) 収録媒体を第三者に譲渡し、その占有を第三者に移転すること。

(5) TDB から入手したものであることを第三者に開示すること。

5. 前各項の定めにかかわらず、お客様は、COSMOS2 のうち、商号および企業コードに限り、これを他

のお客さまとの間で相互に開示（無償で行うものに限ります。）することができるものとします。

### 第 30 条（免責等）

1. TDB は、次の事由によりお客さままたは第三者に生じた損害等について、一切の責任を負いません。

(1) 火災、停電、天災、戦争、暴動などの不可抗力。

(2) 通信ネットワークまたはお客さまが契約するインターネットサービスプロバイダのサービス停止など TDB の合理的な管理を超える原因および運用。

(3) 保守上あるいは技術上等の理由により発生する、クラウドタイプまたはコンテンツの変更、中止、停止もしくは一時停止または提供の遅滞。

(4) クラウドタイプの利用がお客さまの端末機器およびその他のソフトウェアに与えた何らかの影響。

2. TDB は、クラウドタイプの保守を目的として、お客さまが入力、保存した登録データ等にアクセスすることができるものとし、このアクセスによってお客さまに生じた損害について一切責任を負わないものとします。

3. TDB の責めに帰すべき事由により、クラウドタイプのサービス提供が 3 日間以上継続して停止した場合には、クラウドタイプの月額利用料金相当額を上限として損害を賠償するものとします。

4. TDB は、COSMOS2 の正確性、完全性または特定の目的についての適合性について保証するものではなく、COSMOS2 の使用によりお客さままたは第三者に損害が生じたときも、対価の減額、損害賠償その他の一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が TDB の故意または重大な過失に起因するものである場合はこの限りではありません。

5. TDB は、前項ただし書に定める損害賠償等の責任を、お客さまが COSMOS2 を取得した後 1 年以内に当該損害の発生につき TDB に通知した場合に限り負うものとします。また、理由のいかんを問わず、TDB が負担すべき賠償責任の額は、当該 COSMOS2 の利用料金の額を超えないものとします。

### 第 31 条（調査報告書の使用の範囲等）

お客さまは、調査報告書（提供データの 1 つ。）の使用に当たり、次の各号の事項を承認遵守するものとします。

(1) 調査報告書は、TDB が独自に収集した秘密または財産的価値のある情報を含んでおり、当該情報に対する一切の権利は TDB に帰属するものとします。従って、お客さまは、調査報告書をお客さまの内部資料としてのみ利用いただき、外部への資料持ち出しその他の手段により、調査報告書の内容を第三者に漏らすことは禁止します。

(2) 調査報告書の著作権は TDB に帰属します。調査報告書の複製、貸与、翻訳その他 TDB の著作権を侵害する行為は、お客さまの内部資料として調査報告書を複製、加工または翻訳することを除き一切禁止します。

(3) 万一、お客さまが、前 2 号の定め違反して、調査報告書の内容を第三者に漏らしたため、TDB に対し何らかの紛議が生じ、もしくはお客さまが TDB の著作権を侵害し、これによって TDB が損害を被ったときは、その損害はお客さまに賠償していただきます。

(4) TDB は、調査報告書の記載内容について損害賠償の責を負いません。

#### 第 32 条 (契約解除時の措置)

1. 原因の如何を問わず、クラウドタイプの利用契約が終了した場合、契約終了日から 90 日間の経過をもって、TDB は、登録データを TDB のサーバーから恒久的に削除することができます。データのバックアップ等による主要な業務手段の維持は、お客さまご自身の責任で行っていただきます。

2. お客さまは、本規約に明示的に規定されている場合を除き、TDB が登録データを引き続き保持し、エクスポートまたは返却する義務を有しないことを了承するものとします。お客さまは、TDB が本規約に従って登録データを削除することについて何ら責任を負わないことを了解します。

3. TDB は、本規約の規定に基づく利用契約の解除に代えて、解除事由が解消するまでの間、お客さまに対するクラウドタイプの提供を停止することができるものとします。なお、この場合でも、利用料金の算定上は、提供が継続しているものとみなします。

2017年2月1日制定

2018年5月16日改定